

議員の政治倫理

倫理条例について

【検討点】

議員に対して制約をかけることについて・・・上位法との関係で制約をかける点については疑念がある。

基本条例の中で必要な事項について追加して整理できないか・・・第22条に文言追加「条例第22条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、品位の保持に努め行動しなければならない。」

(議会基本条例は、第23条としてその最高規範性を謳っている。)

申し合わせ事項として、必要な項目をはっきりと明記し整理する。

(前回までの検討の中で出ている点、特に合併前の旧市と旧町村での職員と議員との飲食の持ち方について、認識の違いがあるとの指摘があった。)

どの点は問題、改善すべきという共通認識を持てれば、あとはそれを何らかの形で明文化して全員で実行するという事なので、まずは、問題点を整理して、その中で改善すべきはどの点なのかを整理すれば目的達成できるのではないかと。